

全環境企業年金基金のご案内

前職で加入していた企業年金の積立金（年金資産）をまだ受け取っていない場合は、当基金に移すことができます。

将来、当基金の資格を喪失した時に、加入期間に応じて給付を受けることとなります。

全環境企業年金基金の年金給付（原則として通算加入期間 15 年以上）

支給期間をご本人の希望によって 5 年・10 年・20 年から選択する有期年金。

<例>

試算条件・支給開始時の年金原資相当額（仮想個人勘定残高）を 3,002,300 円

・支給開始時の利息相当分を最低保証の年 1.5%とした場合

・65 歳から支給

支給期間（本人の選択）	年金額	支給月額
5 年	623,900 円	51,992 円
10 年	323,600 円	26,967 円
20 年	173,800 円	14,484 円

移換された加入期間は、当基金の加入期間と通算されます

ただし、移換された加入期間と当基金の加入期間を通算しても 3 年未満で当基金の資格を喪失された場合は、移換した脱退一時金相当額等のみのお支払いとなります。

移換申出期限および当該申出の手続き

お申し出いただく際に必要な書類は、当基金でご用意いたしますので、必要事項をご記入のうえ、下表の提出先にお申し出ください。

移換元制度	申出期限	書類の提出先
① 確定給付企業年金	前職の企業年金の資格を喪失した日から1年以内	前職の企業年金ご担当者
② 企業年金連合会	当基金に加入した日から3か月以内	当基金
③ 企業型確定拠出年金	前職の企業年金の資格を喪失した日の属する月の翌月から6か月以内	前職の企業年金ご担当者
④ 個人型確定拠出年金	当基金に加入したとき	ご契約の運営管理機関

<この件に関するお問い合わせ先>

全環境企業年金基金

〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央 3-10-4

TEL043-221-6231 FAX043-221-6609

(受付時間 平日 9:00~12:00 13:00~17:00)